

議案第 57 号

職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について

職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 17 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 26 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「の規定に基き」を「及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 11 条第 5 項の規定に基づき、」に、「規定することを目的」を「必要な事項を定めるもの」に改める。

第 2 条中「職員は」を「職員又は教育長は、」に、「一に」を「いずれかに」に改め、「任命権者（」の次に「教育長及び」を加え、「(昭和 31 年法律第 162 号) 第 37 条」を「第 37 条第 1 項」に、「教育委員会とする」を「、教育委員会」に、「その職務」を「、その職務」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育長が特別職となり、その職務専念義務が定められたことに伴い、当該職務専念義務の特例について定めるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。